

令和6年度第1回赤穂市総合教育会議議事録

1 日 時 令和6年7月23日(火) 午後3時～午後4時30分

2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 市長及び教育委員会

(市長) 牟礼正稔、(教育長) 尾上慶昌、(教育長職務代理) 大河龍生

(教育委員) 池坂めぐみ、志水矛、井本学明

(2) 事務局

(市長公室長) 山内光洋、(教育次長(管理担当)) 高見博之、(教育次長(指導担当))

河本学、(教育委員会総務課長) 近藤雅之、(総務係長) 長尾一史、(企画政策課長)

古谷周、(企画係長) 深澤景理、(企画係主事) 軀川法真

【説明員】(学校教育課長) 杉山建一、(中学校指導担当係長) 福田大介

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 市長挨拶

(3) 協議事項

(1) 中学校部活動の地域移行について

(2) 教職員の働き方改革について

(4) その他

(5) 閉会

事務局 それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回赤穂市総合教育会議を開催いたします。

開会にあたりまして、牟礼市長からごあいさつを申し上げます。

市長 本日はお忙しいところ、尾上教育長を初め教育委員の皆様方には教育委員会の後で大変お疲れのところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

平素から赤穂市の教育行政にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内の通り、総合教育会議につきましては、教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育、学術文化の振興を図るために、重点的に講ずべき施策等について協議調整を行う場として位置付けられているところでございます。

本日の会議では、中学校部活動の地域移行、そして、教職員の働き方改革につきましてご協議いただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴し、赤穂市の教育の発展に資する会議にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単措辞ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日の出席者につきましては、別添の赤穂市総合教育会議名簿と配席表をご覧くださいますようお願いいたします。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

会議は、赤穂市総合教育会議設置要綱第4条第3項により、市長が議長となりますことから、市長に進行をお願いいたします。

議長

それでは、要綱に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。円滑な進行にご協力をよろしくお願いいたします。

協議事項に入ります前に、本日の会議にあたりまして、傍聴希望の申し出がございます。

会議の公開につきましては、赤穂市総合教育会議設置要綱第6条の規定により原則公開としておりますが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではありません。

本日の会議内容につきましては、お手元の資料のとおり、協議事項(1)及び(2)ともに、非公開に該当する案件ではないと思われまますので、傍聴希望者に傍聴を許可してもよろしいですか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、この会議につきましては公開とし、傍聴希望者の方にお入りいただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴者、報道入室)

報道の方をお願いいたします。

会議中の写真撮影はご遠慮いただきますので、ご希望があれば、ただ今の時間で、写真撮影を行っていただきたいと思っております。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項(1) 中学校部活動の地域移行について、説明をお願いします。

事務局

部活動地域移行についてであります。令和4年12月に文部科学省より地域移行についてのガイドラインの通知があり、それを受けて赤穂市は先進的に取り組んでおります。

冊子の2ページをご覧ください。

そちらには部活動の意義と課題を記載しております。

部活動は、子どもたちの成長にとって大変有益な活動ではありますが、今後その活動が困難に陥ることが予測されております。

別紙1をご覧ください。

ニュースや新聞等で、この部活動地域移行をテーマで取り上げるときに、教員の働き方改革のための部活動地域移行という言葉が散見されますが、赤穂市、それから国も、部活動地域移行を進める一番の理由は、少子化によるものです。

少子化によって、特にこの持続可能という面で、部活動というのは厳しい状況に陥っています。

中学生の生徒数の減少が加速するなど深刻な少子化が進行しており、全国的にも少子化の傾向にあり、赤穂市も令和6年度1,100人の中学生が在籍しておりますが、令和19年まで考えると、600人に減少するということが予測されています。

多くの部活が600人まで減ると休部や廃部に追い込まれ、子どもたちが本当にやりたいスポーツ、芸術文化活動に親しむ機会が確保できなくなります。

資料の上段の黒枠に丸が3つありますが、赤穂市としては、1つ目、少子化の中でも将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保すること、2つ目、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じる活動を実施すること、3つ目、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保することを目標とし、第1の目標として、令和8年度に土日休日の部活動地域移行について全面実施を目指す。第2の目標として、令和16年度までに平日の部活動地域移行について全面実施を目指すとしております。

また、この地域移行を進めるにあたっての課題ではありますが、資料の3ページに、赤穂市の方向性という項目があり、(1)から(5)までございます。これは方向性でもあり課題でもあります。

特に喫緊の課題といたしましては(1)の地域指導者及び地域移行団体等の確保でございます。

赤穂市は非常に協力的でたくさんの地域移行団体が申請を出してくださっていますが、まだまだ足りない部分があります。

各種目に2団体ずつは欲しいというのが正直なところです。

また、地域の方も大変注目されているところが、(3)の費用負担のあり方です。

今年度は、国の実証事業を活用し各団体の運営費に充て、少しでも負担軽減となるように取り組んでいますが、今後、適正な運営費用や子どもたちから集める地域負担の部分をしっかりと検討していきます。

続きまして資料5ページをご覧ください。

現在、赤穂市内の部活動の一覧で、下は表にしたものです。

それぞれの学校にある部活動、下の表には受入団体を、丸・三角で記載してい

ます。さらに詳しくしたものを別紙 1 に掲載しております。例えばバスケットやバレーボールは、各団体が 2 団体ずつございます。

まだ受入団体の申請がないのが野球で、野球は 5 つの中学校にそれぞれ部活がありますが、受入団体としてはまだ手を挙げていただいておりません。

ただ、野球部員の人数が減り、新チームでは、坂越中学校、有年中学校、東中学校の合同チームで活動をすることになりました。野球は、中学校の先生方が申請しようかと話し合いを進めているところです。

また、下の方に外部団体もしくは未加入と記載をしておりますが、各学校で大体 20%から 30%ぐらいが未加入、もしくは外部団体、地域移行の受入団体に所属しているという子どもたちがおります。

三角になっているところは、申請はありますが、まだ活動がスタートしていない団体となっております。

資料の 7 ページをご覧ください。

部活動地域移行は、実施し始めた頃は市民の方への周知が十分ではないところがあったのですが、少しずつ浸透してきたかと思えます。

7 ページ、8 ページの資料は、小中学校の保護者様にお配りし、また市のホームページにも掲載しております。

9 ページ、10 ページは、受入団体の募集要項となっており、こちらも市のホームページに掲載しております。

11 ページ、12 ページは、それらの申請に関わる書類となっております。

現在、13 ページに記載の 22 団体が、受入団体として申請をしてくださっています。また、今年度から中体連への参加が明確化され、受入団体が中体連の大会にも参加し、中には西播、県大会まで勝ち上がっている団体もございます。

資料の 14 ページをお願いします。

赤穂市が非常に進んでいると常々いろんなところでお伝えはしておりますが、赤穂市地域移行協議会は令和 5 年度に設置しました。現在 22 団体の登録があります。

休日の地域移行は令和 8 年度までに行います。平日の地域移行は順次行い、遅くとも令和 16 年までには完成する予定となっております。

資料 14 ページに記載している B、C、D は、近隣市町です。

B 市は、赤穂市よりも先に進めている地域ですが、そこと同じぐらい赤穂市も取り組んでおります。

学校教育課としましても、子どもたちが悲しい思いをすることがないように、一生懸命取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員 各学校で共通してある部活は、野球とソフトテニスだけです。あとの部活は全校にあるわけではないようですね。

その中で、野球の受入団体がないことが、一番喫緊の問題ではないかと思えます。

私の中学生の孫は野球をやっていますが、中学校のクラブは軟式野球なので、硬式野球をするためにクラブチームに入っています。学校のクラブ活動を地域にということになると、おそらく軟式の団体が必要だと思います。軟式であれば、学校で指導をされている先生方でも軟式の経験があるからできているんだと思えますけれども、軟式野球の受入団体がなければ、中学校になってクラブ活動で野球ができなくなって野球人口が減り、大谷選手からいただいたグローブも役に立たなくなってくるのではないかと思いますので、野球の受入団体をできるだけ早く見つけていただきたいと思えます。

議長 ありがとうございます。
事務局、いかがですか。

事務局 こちらとしても大変重要な課題としてとらえております。中学校の先生方、それから各スポーツ少年団が、少年野球の指導者を含め、それぞれの指導者がどのように関われるかというのを模索しながら、少しでも早く子どもたちが安心できるような環境づくりに努めたいと思っております。

議長 今の回答でよろしいでしょうか。

委員 今すぐにできることでありませんので、できる限り少年野球の指導者との接触を多くしていただければと思います。

議長 他にご意見はありませんか。

委員 地域移行になった場合、外部の指導者の方が担当するとなると、その方の仕事が終わってからになるので、夜遅くなると思います。中学生が7時や8時台から2・3時間練習すると、どうしても夜型になってしまい、せっかくの早寝早起き朝ご飯運動みたいなスローガンから、逆行する場面も出てくるのではないかと思います。

現在でもクラブチームに所属している子は遅く帰ってきて、なかなか時間が取れないと言っている子もいます。

今まで私立中学を考えていなかった小学6年生の親御さんが、この時期になって私立を考えていると聞きました。部活動が地域移行になり、学校が終わってから部活ができないのであれば、その学校で部活もできる私立を考えてみようと思ったそうです。

そのように考える方がこの先出てくるのではないかという懸念があります。先生も大変ですし、働き方改革もありますが、先生が指導者になっていただけたら生徒とのいろんな繋がりもできると思います。

問題は山積みだと思いますが、いろいろと考えていかなければいけない問題だと思います。

議長 ありがとうございます。
 事務局から説明はありますか。

事務局 現在、受入団体が22団体ありますが、ほとんどが教員か教員のOBばかりです。自分のやりたい種目がないので、たつの市や宍粟市、遠ければ神戸市まで習い事のために通っている子どもたちがいるということも重々承知しております。ですので、地域の団体を少しでも多く立ち上げ、遠くまで行かなくても赤穂市で子どもたちを育てていく、しっかりと面倒見ていくためにもこの地域移行をしております。悲しい思いする子どもが出ないようにという思いで、現在取り組んでおります。そのためにも、より多くの指導者、指導団体の申請が必要であり、それを喫緊の課題として、取り組んでいるところでございます。

議長 指導者が外部委員になった場合、夜遅くなるのではないかと、という質問だったと思います。
 令和8年度までは、土日、休日とのことですが、夜に練習するということですか。

事務局 土日、休日の場合は、団体によって異なり、午前中に練習をしている団体もあります。
 元々少年団で活動しているところが、中学生を受け入れるような団体もござい
ますので夕方の6時や7時ぐらいから2時間程度の活動というのは、同じようにやっております。

議長 8年度までは土日、休日のみなので、夜遅くならないという理解でよろしいですか。

事務局 はい。

議長 他にご意見等ありませんか。

委員 確か昨年度もこの会議の中で、中学校部活動の地域移行について話が出たと思います。それから約1年経っていますが、方向性や課題等、昨年度と比べて前進したところがあれば、何点か教えていただきたいと思います。

事務局 1点目は、昨年度と比べて、受入団体が10団体ほどから22団体まで増えたことです。

2点目は、国の実証事業を活用して、各団体が委託金を活用することができるようになりました。

3点目は、各団体が中体連に所属することができると明確化されたことです。

そして4点目は、やはり市民への周知が少しずつではありますが、浸透してきたことです。

委員 ありがとうございます。

2点目の委託金についてですが、冊子の3ページにもあるように、国や県の補助金等は活用予定と太字で書かれていますが、具体的にこの補助金はどういった使い道を考えておられるのでしょうか。

事務局 委託金については、国の指示によって備品以外のものであればどのように活用しても構わないとのことでした。

例えば指導者の報酬、スポーツ団体であればおそらくボール等の消耗品、保険料等が必要になるかと思いますが、そういったものに使うことも可能です。基本的には備品以外のものであれば、ほとんどのものに使うことができます。

議長 他にありませんか。

委員 外部団体への中学校部活動の地域移行については、中心部から少し離れた有年地区の子どもたちも同じように、やりたいことができるよう考えていただければと思います。

議長 先ほどのご意見に対して、いかがですか。

事務局 今、受入団体として手を挙げてくださっている22団体の中には、有年地区のことも考えて、有年中学校等で活動をしている団体も実際ございます。

バレーボールの赤蔵バレーという団体は、週1回有年中学生のためにと有年中学校で活動しております。

また、赤穂剣道連盟も各中学校をなるべく回り、いろんな地域で行い、みんなが参加しやすいようにと現在模索中です。指導者の皆さんもそういったこともきちんと考えてくださっております。

議長 他にご意見等ございませんか。
教育長、お願いします。

教育長 市長には、常日頃から教育について様々な課題の解決に向けてご尽力いただきまして、この場を借りて改めてお礼申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

また、部活動の地域移行については、市長のお力を借りなければならないようなことが出てくると思います。このような機会を持っていただき、出てくる課題についてご協力いただければと思っております。

地域移行につきましては度々議会等で答弁していますが、メリットデメリットはあります。

今は過渡期ですのでデメリットの方が目立ってしまっていますが、将来的に部活の地域移行を考えると、今地域移行ができなかったら、将来、中学校ごとの部活がなくなってしまう、子どもの行き場がなくなってしまうという懸念があり、部活の地域移行の一番大きな役割であると考えています。

全国的に見ますと、地域移行ができないで四苦八苦している市町がたくさんあります。

西播磨教育事務所の教育長会議や県の教育長会議、近畿の教育長会議等で、なぜ赤穂は地域移行が盛んなのかと問われ、発表することが多々あります。西播磨教育事務所管内には11市町ありますが、その中で地域移行ができていいるのは唯一赤穂市だけです。

都会では、学校の部活が2つか3つしかないところが多くあります。

地域移行をすると、ほとんどの地域で子どもがしたい部活動の受け皿ができ、将来的にはメリットが非常に大きいと思います。

ですので、今のうちに取り組んでおかなければ、将来、子どもたちの部活動という受け皿が消えていくのではないかという懸念があります。その解決のために今頑張っているところです。

ただこのプロセスにおきましては、子どもの運動をどう保障するのかというところが過渡期はあると思います。将来全くなくなるよりも、今頑張って将来に備えたいというところもありますし、国から3年で地域移行をするようにと指示がありますので、3年である程度目途がいたら子どもへのリスクも減らせると思います。

部活動の地域移行によって、子どもたちがリスクを背負うのではなく、やってよかったとプラスの面が出てくればいいなと思います。それに向けて、教育委員会も頑張っていきたいと思います。

また皆さんご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

ありがとうございました。

もう一度確認ですが、部活動の地域移行は、令和8年度までは土日、休日で、平日は各学校でもするのですか。チームを維持するとか、中体連に出るとかいう意味で、地域移行に移っていくという考え方でいいですか。

事務局

国が定めているのは、令和8年度までに土日、休日の学校での部活動を地域で展開しようということです。

練習だけでも構わないのですが、大会に出ることも可能です。

まず、学校での活動をしなくなるので休日の活動を地域で見てあげましょうというのが令和8年度までの目標になります。

それ以降は、平日もその各団体が指導することが可能なのであれば学校の部活動の平日も無くし地域で活動をしていく、という考え方になります。

議長

ありがとうございます。

地域移行というのは教員の働き方改革にも繋がる話だと思います。やりたい部活がないから私立に行こうとなるのではなく、子どもたちが地域でも部活ができるということが、やはり地域で生き生きと過ごすために大事なのかなと思いますので、しっかりやっていただきますよう、よろしくお願いします。

次の協議事項(2)教員の働き方改革について、に移らせていただきます。

それでは、引き続き、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

協議事項(2)教職員の働き方改革について、現在の状況と今後の取組についてご説明いたします。

資料の15ページをご覧ください。1 教員の働き方改革について、2 赤穂市立小中学校の取組と現状について、3 今後の取組についてご説明いたします。

資料の16ページをご覧ください。

平成28年4月、文部科学省発出の働き方改革の概要です。8年前の資料ですが、現在も使われている多くのキーワード、例えば、業務の明確化、教職員定数、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)、部活動、勤務時間の適正化、が見受けられます。

次に17ページは令和6年4月に兵庫県教育委員会が作成した「学校業務改善に関するガイドライン」の1ページ目ですが、下半分の図をご覧ください。図の中に様々な方針やプランのこれまでの経緯が記されています。特に令和2年から、国・県ともに本格的に学校業務改善に力を入れ始めていることが、この図からわかります。

18~21ページは、現在兵庫県が行っている様々な業務量の削減に向けた取組状況の紹介です。その中で、赤穂市として現在取り組んでいるものについてご紹介します。

まず 18 ページ「1 ICT の活用」です。

①教育に関する改善取組では、市として「校務支援システム」と「デジタル採点システム」に取り組んでいます。

②事務に関する改善取組は 7 つありますが、市として取り組んでいるものはございません。

19 ページに移りまして、③外部対応に関する改善取組では、市内小中学校 15 校において、「留守番電話サービス」のオートメッセージ型で対応しております。

続いて 20 ページ「2 外部人材の活用」についてであります。

①教員の業務改善に向けた人材の活用については、国・県から 1/2、または 1/3 ずつの補助をいただきながら、スクールサポートスタッフ、中学校部活動指導員、不登校児童生徒支援員に取り組んでおります。

②専門的なスキルを持った人材の活用については、県からスクールカウンセラー 6 名を配置いただき、子ども達、保護者、教員のカウンセリングや、児童生徒対象のストレス対処法講座や教員を対象としたアンガーマネジメントの研修等、幅広く心のケアを支援していただいています。

21 ページに移りまして、上から 2 段目、スクールソーシャルワーカーは各中学校校区に 1 名ずつで 5 名、プラス青少年育成センターに 1 名で計 6 名を市内に配置しております。

最後に一番下にあります「子ども多文化共生サポーター」につきましては、実施内容にもありますように、県から派遣されるサポーターの配置期間が最大 1 年未満と限られているため、その後も支援が必要な際は、「赤穂市国際理解サポーター事業」を活用し、外国人児童生徒への言語サポートによる学校生活支援を行っております。

担当する教員の業務改善もさることながら、「日本」という外国で生活する当該児童生徒ならびに保護者にとって、言語サポートは大きな安心感を与えているとお言葉をいただいています。

続きまして教職員の働き方に関する現状として、別紙 2 をご覧ください。

表、ならびにグラフについてご説明いたします。

この調査は、4 年ごとに兵庫県が行っている調査に、赤穂市の数値を比較対象として並べたものです。

まず、左側の表は、小学校における 1 週間あたりの超過勤務時間です。令和元年度の県内小学校の 1 週間あたりの超過勤務時間平均は、16.34 時間。それに対して、令和元年度の赤穂市内小学校の 1 週間あたりの超過勤務時間平均は、12.79 時間となっております。数値は平日 5 日間のものとなっているため、令和元年度の赤穂市立小学校はおおよそ 1 日につき 2 時間半ほどの超過勤務時間となっております。

それに対して、令和 4 年度赤穂市内小学校の数値は 9.31 時間となり、おおよそ 1 日につき 2 時間弱まで超過勤務時間を縮減することができています。

同様に右側の表とグラフは中学校の1週間あたりの超過勤務時間の比較となっております。

小・中学校で3つの共通した傾向がございます。

1点目は、超過勤務時間が、県内小中学校平均より赤穂市立学校の方が少ない点。2点目は、令和元年度から4年度の4年間で、どちらも超過勤務時間が縮減できている点。3点目は、その縮減の割合が、県内の小中学校平均よりも高い点です。

別紙2の下半分には、先ほどご説明した取組も含めて、令和6年現在、市内小中学校が取り組んでいる教職員の業務改善の一覧になります。

このような取組を通して、上部の表にある、赤字で太く書かれた数値、小学校1週間あたり9時間、中学校1週間あたり14時間を令和6年度の目標値として掲げてまいります。

令和5年5月8日以降、コロナ禍が明け、様々な学校行事や活動が再開されており、実施ならびにその準備の時間を捻出する必要がありますが、子ども達と向き合う時間を確保しつつ、掲記の数値目標、小学校がおおよそ1日に2時間以下、中学校がおおよそ1日に3時間以下の超過勤務時間となるように、啓発していきたいと思います。

最後に、資料に戻りまして、22ページをご覧ください。

兵庫県教育委員会が勤務時間適正化推進プランにおいて、実効性の上がる業務見直しに係る先進事例の紹介として、「GPH100～GOOD PRACTICE in HYOGO 100～」を作成しています。県内41市町から業務改善のアイデアを募り、精選された100のアイデアが掲載されていますが、赤穂市からは5つと、大変多くのアイデアが採用されています。

23ページからの5事例は赤穂市立学校の取組です。細かくは後ほどご覧いただけたらと思います。

最後の27ページ、スクールサポートスタッフへの仕事依頼についてのみ簡単にご説明します。

赤穂市では全小中学校に1名ずつスクールサポートスタッフを配置いただいています。

塩屋小学校では、スクールサポートスタッフのスケジュールと教員が依頼したい仕事内容を可視化することで、スタッフが隙間なく教員の依頼に応えるようにしており、Win-Winの関係を築くことができています。いただいている補助人材の活用例として、他の取組にも応用してまいりたいと考えています。

業務改善に関しましては、本日ご説明のように、様々な取組を行っているところではありますが、その取組を活かすのは、やはり教員一人一人の意識改革に他なりません。

別紙2に掲げました、令和6年度の超過勤務時間の目標である、小学校がおおよそ1日に2時間以下、中学校がおおよそ1日に3時間以下の超過勤務時間となるように、まずは、多く支援をいただいている取組を継続し、今後も業務改善に

よって得られた時間が、「子ども達と向き合う時間」や「ワークライフバランスの実現」につながるように、各校長会やキャリア別研修会等の機会において、啓発を進めてまいります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは各委員から、ただいまの説明に対しまして、ご質問等があれば、お願いします。

委員

先ほど事務局の説明の中で、赤穂市が取り組んでいる最初の実績として18ページのICTの活用と言われました。

子どもたちもここ数年間で、タブレットやパソコンを使った授業を展開する中で、それを指導する先生方、また公務にもパソコンを使用しますので、機器を使う機会が非常に多くあります。

先生たちの機器に対する能力は必ずしも同じではないと思います。そうすると、一部の機器に精通した先生方に業務が偏るのではないかと思います。

例えば、休み時間や空き時間に助けを求めるとなると、先生たちの働き方改革というのは、なかなか前に進んでないような気がします。

ICTだけの問題ではないと思いますが、そういった限られた精通された先生に対して、どのような対応をお考えでしょうか。

事務局

おっしゃるように、以前からPC関係に精通している方が各学校に1、2名必ずいますが、分からなければ気軽に聞いてしまうということが積み重なっております。

デジタルDXの導入というところにも、4つ並べておりますが、一部の先生に偏ってしまうということが実際にあります。できるだけそういったことがないように、業者の方に対応していただけたらと考え、校務支援システムの導入というのが、今回図られているところでもあります。

外部のICTに精通した業者や専門家による研修、願わくばICT支援員のような方が市内に1名でもいただければ、その機器の効果的な使い方やセキュリティなどへの理解、より効率的に、より安全な使い方を指導していただけるのではないかと考えます。かなりのエキスパートでないとそのような指導はできないかもしれませんが、ぜひそういった人材がいてくれたらいいなと感じています。

委員

ぜひ、前向きに検討をお願いします。

議長

市内にはパソコン教室をしている方がいらっしゃいます。

デジタル人材がどこの自治体も不足しており、システム改修しなければならな

いので、7年度問題で困っているところが多くあります。

一方で、市内にも精通されている方がいらっしゃいますので、教育委員会内部で色々と相談していただき、経費がどのぐらいかかるか分かりませんが、検討してみてください。例えば、年度初めの更新作業などお手伝いしてもらえたらいいのではないのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

年度初めの更新作業は非常に時間がかかる上に専門的な知識等がないと先ほど申し上げたように安全面にも関わることです。おっしゃっていただいたことは大変ありがたく受けとめております。どのような事業等で活用できるか考えて参りたいと思います。

議長 他にありませんか。

委員 働き方改革の令和6年度の目標値を実現するための取組内容がたくさんあがっています。

先日、各学校園の受付時間の案内をいただき、18時以降は自動音声の電話対応だと認識したところです。ただ電話に出ないというだけで、教職員が学校にいては何の役にも立たないと思います。

午前中、ある研修に参加したところ、最初に進め方をホワイトボードに記載し、その時間通りに進行されていました。このような進め方ならば、時間を有効に利用できるのだと認識しました。

一番大事なことは、教職員の意識改革だと思います。定時退勤日やノー会議デーなどありますが、教職員一人一人の考え方を大事にすることで、学校園の中で広がり、市内に広がっていくのではないかと思いますので、この部分を特に進めていただければと思います。

議長 ありがとうございます。

他にありませんか。

委員 資料にある市内5校の取組を読ませていただきました。どの学校も工夫されていますので、ぜひ他の学校でも取り入れていただけるよう、よろしくお願いします。

働き方改革とは、残業時間が減った、機器を使用したことで時間が短縮できたという数値も大事ですが、働いている職員が実感できるようなものを作り上げていただけたらと思います。

職員の意識改革、それに加え、風通しの良い職場作りも大事なことです。併せてよろしくお願いします。

先日、孫が8月11日から8月15日まで学校を閉鎖するという通知を学校から持って帰ってきました。もし閉鎖期間に何かあった場合は、学校教育課に連絡するよう記載されていました。昨年までは、学校によっては、担任の先生や教頭先生の電話番号を記載しているところがあったようですが、今年は学校教育課に統一されていて、先生は携帯電話に着信があることを心配しなくてよいので、このような地道な取組が大切だと思います。その分、学校教育課は負担になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
 事務局、いかがですか。

事務局 教員になるべく負担がないよう、資料2の下のように、諸問題に対する組織的対応ということで、いじめや問題行動に対して、以前であれば担任1名で対応していましたが、何名かで協力して対応することによって、一方的に責められたり、解決したと思っていたがまだ納得していなかった、などということがかなり減少されたと思います。

時間だけが問題ではありません。意識改革の部分、教員間や関係機関との連携なども含めて、いろいろな事例を紹介していきながら、それをなぞるような形で進められるよう取り組みます。

時間が限られていることには間違いありませんので、そういったところも意識させられたらと思います。

ありがとうございます。

議長 他にありませんか。

委員 働き方改革は大切なことで、皆さん努力されていることがよく分かります。今まで色々のご尽力いただいておりますが、予算があればICTに精通した方に来ていただけますし、どなたか一人でもいていただければ電話対応も可能です。先生が困った際に相談できる方がいらっしゃったら安心して仕事ができると思います。湯水のようにお金があれば、担任の先生の人数を増やす等できますが、予算には限りがあると思いますので、その中で教育にかかる費用を考えていただければと思います。

議長 限られた予算ですので、効率的に使わなければいけません、国や県の補助制度があるものばかりではありませんので、市単独でもできることを考え、全体のバランスも考えながら、色々協議していきたいと思います。

また、教職員の意識改革が大事ではないかという意見をいただきましたが、私も大事なことだと思っています。

ただ、教員の働き方改革を考える上で忘れてはならないことは、資料 16 ページに書いていますように、子どもと向き合う時間を確保していくことが、1 つの大きな目標ではないかと思えます。働いている方を大事にすることはもちろんですが、目的が教員の時間の確保等だけではなく、部活動の地域移行もそうですが、子どものためということをおぼえてはいけな、根底はそこにあると思えます。そのためには、教員が困らな、できるだけ負担のな、例えば先ほど申したようにDX等に長けている人を配置できないか等を考えていけばいいと思えます。

夏休みの閉校中は学校教育課に連絡するなど、お互いが助け合うことは非常にいいことだと思えます。教員と教育委員会がお互い協力し合い、子どもと向き合う時間を確保していただければと思えます。

教育長、お願いします。

教育長

最後に市長がおっしゃったことが全てだと思えます。

教員は全ての子どもたちのよりよい教育の実現に向けて勤務の適正化を図っていくということなので、子どもに集中できる時間の確保が最も重要なことです。

働き方改革については、多方面にわたり多くのことを実施しております。委員がおっしゃったとおり、教員の意識改革が一番大事ですが、意識改革が非常に難しいところもあります。教員というのは、私もそうでしたが、子どものためなら、どんなに時間がかかっても仕方がないという意識が非常に強く、割り切って帰らなさいと言われても、子どものために働いてしまうところがあります。

働き方改革は、子どものために子どもに触れ合う時間を増やすことが第 1 の目的ですが、教員のなり手が減っています。

なり手が減っているだけでなく、教員になってからの離職率がどんどん上がっており、3 年間で 3 割の先生が辞めた都市もあります。

子どもに勉強を教える、子どもと触れ合いたい、そういうことに憧れて先生なった人が、現実には多忙すぎて子どもと触れ合う時間がない、あるいは教材研究の時間が確保できない等のギャップを感じて、教師という仕事に限界を感じる方が増えてきたようです。

先日 7 月 11 日に、全国の都市教育長会議の理事会に出席しました。

文科省が主張しているのは、職員定数の改善ということで、35 人学級の実現や支援スタッフの充実、部活動の見直しや教員の免許更新制度の見直し、校務のデジタル化の推進、教職員の残業手当の問題です。国や県も予算を出しますが、市も頑張ってくださいというものです。

私は文科省の役員に、外国語の導入、道徳の教科化、ウェルビーイング、個別指導の充実、ギフテッドへの個別教育、ヤングケアラーの問題、国際理解教育、福祉教育、人権教育、心の教育、いじめ不登校と、数え上げたらきりがなほど増えており何も減っていないが、文科省はどう考えているのかと申し上げました。

物理的に不可能な状態を作っておきながら、教員の働き方改革は無理があるのではないかと、都市教育長会議の全体の意見としてまとめることができました。

中央教育審議会で、次期の学習指導要領の中身を審議していく際に、そういった意見を重点的に取り上げ、授業時数についても十分に配慮していきたいというご返事いただきましたが、5年10年とかかりますので、現状の中で動いていくこととなります。私としてはこのような機会にどんどん意見していきたいと思っております。

市長が最後に言われましたように、子どもが中心です。

子どもたちへよりよい教育を与えることができるように働き方改革に取り組み、できるだけ多くの方に先生になってもらえるとありがたいなと思っております。

議長

ありがとうございました。

部活の地域移行と教職員の働き方改革について、委員の皆様方からいろいろご意見出ましたので、まだ今年度も半分以上残っておりますし、来年度の予算や事業に向けて教育委員会とも一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次にその他ですけれども、この際ですので、何かご意見等ございましたら願います。

(特になし)

特にご意見等ないようですので、事務局の方から連絡事項等ありますか。

(特になし)

本日は、本当にいろいろとご熱心にご協議いただきまして、誠にありがとうございます。それでは以上をもちまして、令和6年度第1回総合教育会議を終了したいと思います。

委員の皆様方には大変お疲れのところ、ありがとうございました。

暑い中ですので、どうぞ気をつけてお帰りください。

本日は誠にありがとうございました。